

京情個審答申第15号  
令和5年2月2日

京都府公安委員会  
委員長 森田 雅之 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会  
会長 山本 克己

個人情報不開示決定（不存在等）に係る審査請求に対する  
裁決について（答申）

令和4年7月26日付け公委第672号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が不開示（不存在等）とした判断は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年8月16日、審査請求人は、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定により、京都府警察本部長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「私が平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月頃までに掛けて複数回にわたって〇警察署〇係の〇に相談した内容が分かるもの」を内容とする個人情報（以下「本件個人情報」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和3年8月27日、処分庁は、本件個人情報が記録された公文書は保有していないとして、個人情報不開示決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に個人情報不開示決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和3年11月24日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和4年7月26日、京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

## 第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書並びに当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、相談時に、被害届の提出を希望しており、また、映像等を記録したUSBも提出していることから、相談を記録した文書が存在するはずである。
- 2 複数回にわたる警察安全相談の記録簿がそれぞれ作成されていないとすれば異常な状況であり、公務員としての義務の不履行であるとともに、審査請

求人適切に権利行使させなかった事実を隠蔽するために当該相談記録簿を作成しなかったとしか考えられない。当然に、刑法にも抵触する公務員による職権濫用であり、不法行為の可能性が高いと言わざるを得ない。

## 第5 諮問庁の説明の要旨

弁明書及び再弁明書並びに諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 本件請求に係る文書の存否について

処分庁において、本件請求に係る文書を検索したところ、該当する文書は保有していないことを確認した。

また、審査請求人の相談を受けた「○警察署○係の○」に該当する署員らから当該相談への対応状況を聴取したところ、審査請求人からの相談を受けて文書を作成した事実はないことを確認した。

更に、受けた相談が警察安全相談に該当するか否かの判断は、対応した警察職員の判断に委ねられるところであり、当該職員が、その内容について警察安全相談には該当しないと判断したのであれば、警察安全相談記録簿その他の文書を作成していないことはありうる。

### 2 結語

本件審査請求には理由がなく、処分庁が非公開とした判断は、妥当である。

## 第6 審議会の判断理由

1 審査請求人は、複数回にわたって○警察署○係の○に対して行った警察安全相談の記録が作成されていないことは異常な状況であり、公務員としての義務の不履行であるなど主張していると解される。

2 本件請求に係る文書の作成及び存否については、諮問庁において、処分庁に対して2度にわたって対象文書の存否を確認し、文書の検索を徹底した結果、該当する文書の存在は認められず、かつ、作成した事実もなかった旨、諮問庁の職員により当審議会に対し申述があった。

3 審査請求人が存在するはずであるとする「警察安全記録簿」は、警察安全相談に関する訓令（平成13年京都府警察本部訓令第11号。以下「警察本部訓令」という。）第12条第1項により「警察職員が警察安全相談を受理したときは、（中略）作成するものとする。」と規定されている文書である。

また、「警察安全相談」とは、警察本部訓令第3条第1号において「犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他府民の生活の安全及び平穩に係

る相談をいう。」と規定されている。

さらに、府民から受けた相談が「警察安全相談」に該当するか否かの判断は、対応した警察職員に委ねられているところである。

- 4 これらのことからすると、諮問庁の説明に不合理な点はなく、また、諮問庁の説明を覆し、審査請求人が主張する本件請求に係る文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、本件請求に係る文書については、不存在であると考えることが相当である。

## 5 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

- 6 なお、本審議会は、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第62号）第2条第1項各号に規定する事項を処理する組織であり、処分庁の不作为について違法性の有無を審議する組織ではないことを念のため、申し添える。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 7月26日	諮問書の受理
令和4年 9月 7日	第1回審議会
令和4年11月29日	第2回審議会
令和5年 1月26日	第3回審議会
令和5年 2月 2日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己  
委員 奥 野 美奈子  
委員 原 田 大 樹  
委員 宮 本 恵 伸  
委員 山 舗 恵 子